

平成26年 第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成26年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成26年2月7日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成26年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 永尾 邦忠	2 番 園田 智也	3 番 千住 良治
4 番 西口 雪夫	5 番 田添 政継	6 番 室内 武
7 番 土井 信幸	8 番 平野 利和	9 番 上田 篤
10 番 町田 康則	11 番 小嶋 光明	12 番 馬渡 光春
13 番 村川 喜信		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
事務局長 松尾 博之	総務課長 中村 明	施設課長 石本 博徳
総務課課長補佐 高木 謙次	施設課課長補佐 田中 金大	

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書 記 井原 一宏	書 記 濱崎 和也	書 記 吉田 将光
-----------	-----------	-----------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	副議長の選挙について
日程第2	議会運営委員会委員の選任について
日程第3	議席の指定について

- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号））
 - 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）
 - 議案第 3号 県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
 - 議案第 4号 訴えの変更について
 - 議案第 5号 平成25年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第 6号 平成26年度県央県南広域環境組合一般会計予算
- 日程第8 議案第 7号 監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて

○議長（村川喜信君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成26年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、13名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。傍聴席入口に掲示しております「組合議会傍聴規則」のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。議会の進行を妨げるような行為は、退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、報道取材のため、撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第七条の規定により特別に許可をいたしております。

議事に先立ちまして、雲仙市議会議員の任期満了に伴いまして新たに組合議員として選出されました議員を紹介いたします。

雲仙市議会議員 平野利和議員。

同じく 上田篤議員。

同じく 町田康則議員。

でございます。よろしくお願いします

議事の進行上、仮議席を指定いたします。ただ今のご着席の席を仮議席といたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。ごあいさつを申し上げる前に、私どもの副管理者でございます南島原市の藤原市長が諸般の事情により本日欠席させていただいた旨の報告がっておりますので、ご了承を賜りたいというふうに思います。

それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成26年組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご健勝にてご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況からご報告を申し上げます。

現在の処理量は、おおむね1日当たり220tから260t程度でございまして、順調に稼働をしている状況でございます。今後とも構成市管内のごみ処理を安定的に行うことができるよう施設管理を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、係争中の裁判についてでございます。

裁判への対応を含め、今後の予定などをご説明いたしたいと思っておりますので、配付させていただいております資料をご覧くださいと存じます。「和解案対応後の経過」という2枚ものでございます。

1枚目が、和解案対応後の経過を簡単にまとめたものでございます。

ご承知のとおり、昨年10月2日に長崎地方裁判所から本件訴訟に関しての和解案の大枠が示されたことから、私ども正副管理者も政策調整会議を開催し、訴訟代理人の意見も伺いながら対応を協議させていただきました。

また、議会におかれましても全員協議会を開催され、和解案への対応を協議いただいたところでございます。

その後、再度政策調整会議を開催いたしまして、議会での意見も参考にしながら協議を行った結果、今回示された和解案の大枠での受け入れはできないという結論に達しまして、昨年11月1日に開催されました弁論準備手続の際に、組合の訴訟代理人を通じて裁判所へ回答を行ってきたところでござい

ます。

その後、昨年12月に開催されました第26回の弁論準備手続におきまして、被告側から本施設の瑕疵担保期間が満了する平成32年4月以降の被告の対応についての準備書面が提出されておりまして、これが配付しております資料の2枚目でございます。

続いて、本年1月10日に第27回の弁論準備手続が開催され、原告側の主張を立証するために、組合の訴訟代理人から裁判所に対して証人尋問の証拠申立書の提出を行ったところでございます。

これに対しまして、平成26年4月1日に開催される予定の裁判において証人尋問が行われる予定であると訴訟代理人から伺っております。

以上が和解案対応後の裁判の流れといたしますか、経過でございます。

ご承知のとおり、本裁判は平成20年9月に提訴後、平成24年1月に拡張請求を行い、平成17年度から平成22年度までの用役費等の合計約31億円の損害補償を求めて係争中のものでございます。

平成23年度以降の用役費等の超過経費の取り扱いにつきましては、現訴訟の進行状況を勘案しながら、精算を求める時期等をこれまで訴訟代理人と協議をまいりました。

その結果、新たに訴訟を提起するより現訴訟に追加して請求をしたほうが経済的に有利であり、時期につきましても、主張整理がまとまりつつある今においてほかにないとの結論に達しましたので、今回、これにかかわる所要の議案を提出させていただきたいと存じております。

また、後ほど議案をご審議いただく際にご説明を申し上げますけれども、「平成26年度県央県南広域環境組合一般会計予算」におきまして、今後も安定したごみ処理を継続していくための経費として1億円を計上いたしております。

この施設も稼働後10年目を迎えることとなりまして、今後施設の大規模な改修等が発生することも想定しながら、施設整備を図るための経費を確保すべきと判断をし、所要の経費をお願いしております。

なお、今議会には「専決処分の承認を求めることについて」外5議案を提出しておりますが、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を追加議案として提出を予定しております。

いずれも事務局長より説明をさせますので、ご了承を賜りたいと存じます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（村川喜信君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備していますので、議員の皆様は移動をお願いいたします。

（午前１０時１０分 休憩）

（午前１０時２５分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長より報告いたします。

馬渡光春議員より議会運営委員会委員の辞任の申し出がありましたので、委員会条例第１１条の規定により辞任を許可しましたので、ご報告いたします。

これより議事日程表（第１号）により、議事に入ります。

それでは、日程第１「副議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法につきましては、議長による指名推選の方法で行いたいと存じます。

お諮りいたします。指名推選による方法で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。副議長の選挙の方法は、議長による指名推選の方法に決定いたしました。

副議長に馬渡光春議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました馬渡光春議員を副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました馬渡光春議員が副議長に当選されました。

馬渡光春議員が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項による告知をいたします。

副議長就任の承諾及び挨拶を自席にてお願いいたします。

○副議長（馬渡光春君）

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙を得まして県央県南広域環境組合議会副議長の要職に就くことになりました。

誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げる次第であります。

微力ではございますが、議長のもとに相助け合い、広域行政の進展と地方自治の発展のために努力を払い、議会運営の万全を期してまいりたいと考える次第でございます。

ここに、議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして簡単ではございますけれども、就任のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（村川喜信君）

次に、日程第2「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

雲仙市議会選出議員の任期満了及び馬渡議員の辞任に伴い、委員2名が不在となっておりますので、選任する必要があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、永尾議員、町田議員を指名いたします。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。永尾議員及び町田議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任された委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、平成27年8月21日までとなっております。よろしく願いいたします。

次に、日程第3「議席の指定について」を議題といたします。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において新たに議席を指定いたします。

- 1 番 永尾邦忠議員。
- 2 番 園田智也議員。
- 3 番 千住良治議員。
- 4 番 西口雪夫議員。
- 5 番 田添政継議員。
- 6 番 室内武議員。
- 7 番 土井信幸議員。
- 8 番 平野利和議員。
- 9 番 上田篤議員。
- 10 番 町田康則議員。

11番 小嶋光明議員。

12番 馬渡光春議員。

以上、よろしくお願いいたします。

ここで議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。委員の皆様は別室へ移動をお願いします。なお、休憩中に議席の移動をお願いします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に先立ちまして、休憩中に開かれました議会運営委員会における委員長及び副委員長互選の結果報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西口雪夫君）

先ほど議会運営委員会が開きまして、委員長に私、諫早市選出の西口雪夫、副委員長に南島原市選出の小嶋議員が選任をされました。

皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事日程表（第1号の2）を日程に追加することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議ありませんので、これを日程に追加することに決定いたしました。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に9番上田議員及び10番町田議員を指名いたします。

次に、日程第5「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月7日、1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いいたします。答弁についま

しては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁を願います。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑など、全て自席でお願いいたします。一般質問の発言順序については、通告順となっておりますので、初めに1番永尾議員、2番目に3番千住議員をお願いいたします。

まず、1番永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

島原市議会選出の永尾でございます。通告の順に従いまして質問させていただきます。

1番目ですけれども、直近の全員協議会以降の和解及び訴訟継続についてでございます。

10月30日の長崎新聞によりますと、「10月29日の4市長による政策調整会議では和解案を受け入れず」と出ております。「圏域のごみを効率よく安定的に処理することが目的」というふうにも記されておりますし、朝日新聞では「瑕疵担保が切れる2020年以降の対応に言及がない。和解金上限でも請求額の31億の3分の1にすぎない。」ということになっておりまして、11月2日には、今度は「和解協議は継続へ」というふうに変化をしております。

先ほど管理者のほうから説明がございましたけれども、再度、この辺についていきさつをお願いしたいというふうに思っております。

まず、一番最初の全員協議会で私が代理人に対して、訴訟継続の場合、地裁は変更覚書で判決を出しているけれども、当代理人はあくまでも覚書で裁判ができるというふうなことをおっしゃってございましたけれども、それについての考えをまずお聞かせいただければと思います。

どちらの覚書なのか、やはり変更覚書なのか、こちらが今から進む方向としてはどちらなのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

昨年の10月18日に開催されました、先ほどの全員協議会以降の和解及び訴訟継続につきましては、冒頭のご挨拶の中でもお話をさせていただいておりますけれども、そういった部分では重複すると思いますが、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

ご承知のとおり、本裁判は平成20年9月30日に、JFEエンジニアリング株式会社ほかを相手取りまして、債務不完全履行に基づきます損害賠償請

求を行っているものでございます。これまでに口頭弁論が12回、弁論準備手続が27回開催をされております。

昨年10月2日の弁論準備手続におきまして、長崎地方裁判所から10億1,000万円から4億9,000万円の範囲での和解案の大枠が示されたことから、私ども正副管理者は訴訟代理人を交えて政策調整会議を開催し、対応を協議いたしました。

また、議会におかれましても全員協議会を開催され、和解案への対応をいただいたところでございます。

その後、再度の政策調整会議が昨年10月29日でございますけれども、議会でのご意見等も参考にしながら協議を行ったところでございますが、瑕疵担保期間が終了する、平成32年4月以降の運転が何ら保証されておりませんで、組合設立の本来の目的でございます圏域のごみを効率よく処理するという目的が達成できないという恐れがあることから、裁判所から示されました和解案の大枠ということですのでけれども、これは受け入れることはできないというような結論を出したところでございます。

その結果につきましては、11月1日に開催されました第25回の弁論準備手続の際に、訴訟代理人を通じて裁判所へ回答を行いまして、ここに資料として今日配付をさせていただいておりますけれども、そういうふうなことで回答をさせていただきまして、12月10日の第26回の弁論準備手続において和解に向けた協議については裁判所から終了すると、打ち切るという旨のことが表明をされております。

その後、本年1月10日に開催されました第27回の弁論準備手続におきましては、原告側の主張を立証するために、組合の訴訟代理人から裁判所に対して証人尋問の証拠申出書の提出を行い、平成26年4月1日に開催予定の裁判において証人尋問が行われるという予定であります。

また、平成23年度以降の用役費の超過経費の精算を求める時期をこれまで訴訟代理人と協議しておりますが、1回は拡張請求ということでやったんですけど、2回目の、3年ごとですから、3年ごとになっているという関係もありまして、決算が終了したということもありまして、現在議案としてお願いをしておりますけれども、弁護士と相談をいたしまして、拡張請求をしたほうがいいのかということで結論をいただきまして、そういうことで議案をお願いしているという状況でございます。

いずれにいたしましても、一定の司法上での主張というのはそれぞれもう終わりつつあるかなというような感覚でございまして、この4月に予定され

ております証人尋問ということがどれくらい時間が掛かるかわかりませんが、お互いの主張は出尽くしているのではないかなと。今回の4月の主張は、今までの補完という意味での主張で証人尋問だというふうに思っておりますので、そういった意味ではある一定の主張は出尽くしてきたのかなというふうに思っております。

ですから、そう遠くない時期に判決をいただけるのではないかなというふうに思っております。

先ほど、当初の覚書と変更覚書の件について議員からご質問がございましたけれども、これまで、この組合といたしましては当初覚書が主なんですよということをずっと主張してまいりましたけれども、今回の和解案での裁判所の判断は、私どもが主張しておりました当初の覚書と変更覚書では、変更覚書のほうを採用したといいますか、全面的にじゃないんですけれども、採用した部分が非常に多いということで、ああいう和解案になったんだろうというふうに思います。

変更覚書を全面的に採用していれば、ああいう和解案にはならないと思いますので、ただ比重を考えますと、どうもそっちのほうに軸足を置いたような、私の感覚ですけれども、そういう和解案ではなかったのかなと。

私が全員協議会とかのときにも申し上げておりますけれども、この組合の設立目的というのは、各圏域から出る廃棄物、ごみについて、これを効率的なおかつ安定的に処理することであるというふうに思っております。

それは、各市のごみ収集のやり方とか、それぞれの部分のものはそれぞれの市に残しながら、ごみの処分だけをこの組合の業務としているということもありまして、そういうことになっていると私は理解をしておりますから、そういう可燃物の処理ということに特化した組合の設立であるというふうに私は思っております。

和解の提示というのは、分岐点の一つではありますが、あの状態の中で、いろんなことが担保されていないとかいう中で、和解をするのはいかななものかということが政策調整会議での結論でございました。

議員は十分ご承知のことと思いますけれども、この処理施設はJFEしか運転できないであろうということは容易に想像ができます。ということからすると、平成32年の瑕疵担保期間がだんだん迫ってくるということも一方では考慮しつつ、でも、あの和解案を受け入れることはできないだろうなというような判断をさせていただいたということでございまして、我々、組合としては当初覚書をずっと主張してきました。変更覚書よりも当初の入札条件な

り当初の覚書というものが有効、かつそれが常識的なものではないかということで主張してきましたけれども、結果としては、あまり満足できる結果ではなかったなというふうに思いますので、判決がどうなるかわかりませんが、同じ裁判官が多分判決を書かれるんだろうと思いますので、それなりのことになるのではないかなというようなことは容易に想像ができるんですけども、判決を見てみないとわからない。

判決文の中ではどういうことを採用し、どういうことを主張し、どの部分が採用されたかということが明確になりますけれども、今回の和解案というのはそういう大枠ですから、どの部分を採用したとかいうのは出てきませんので、そういう結論をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

ご丁寧にありがとうございます。

4月に出るということですが、JFE側は、この書面にもありますけれども、その後の設備の運営に関してはこれまで一切検討していないということで返答が来ているようでありますけれども、今後の見込みは、まさにこのとおりなのでしょう。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

4月にとということにつきましては、それ以降にとということでご理解いただければというふうに考えております。

それから、私どもが本日配付いたしました被告側の準備書面26、このとおりというふうに受けとめております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

ありがとうございます。島原市議会の前回の全協を受けまして、島原市議会のほうの全員協議会を開かさせていただきました。その中で馬渡議員と私とが説明をさせていただきまして、全員の意見で、とにかく和解をして早くこの問題を解決して安定的にこの施設を運営していただきたいというふうな結論

をもって出たのですけれども、ほかの市議会とかのご意見はどのようなことがあったのか、お知らせいただけますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの構成市の市議会の結論の質問でございますけれども、その辺につきましては、やはりそれぞれの管理者、副管理者のご判断をいただいたものというふうに受けとめておりまして、各市議会がどういうふうなという部分については、私どもとしては存じ上げないというところでございます。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1 番（永尾邦忠君）

まだ結論が出ていないんで、もうこれ以上、この質問については終わりたいとは思いますが、先ほど管理者がおっしゃいましたように、安定的なごみの処理というのは非常な一番の目的でございますし、また、その後、継続できるかできないかというのも非常に重視されるところでございますので、この4月以降の結論については、私たちもきちっと注目していきたいというふうに思っております。

2番目の質問ですけれども、本施設におけるJFEの特許についてということで、これは新聞報道にもなされております。特許の数についてはいかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの本施設におけるJFEが所有する特許数でございますけれども、JFEに問い合わせしましたところ、まず、このガス化改質方式のサーモセレクト方式は、平成元年にスイスにございますサーモセレクト社において開発に着手した施設を、JFEの前身であります川崎製鉄が平成9年11月にサーモセレクト技術供与契約を結び、翌年6月に川崎製鉄から三菱マテリアルへのサブライセンス供与契約を締結しているものでございます。よって、本体のコア施設につきましては、このライセンス契約に係わるものと、それからJFE独自で周辺機器に40件ほどの特許があるという回答を受けております。

ただし、特許の内容などの詳細につきましては、現在、長崎地方裁判所において当組合と係争中であるため、公表は差し控えたいという申し入れがあっ

ております。といいますのは、昨年１１月に被告のＪＦＥに対し、長崎地方裁判所を通じて被告が保持する特許について文書による質問を行っておりますが、いまだその回答が得られていないということと関係するものと判断いたしております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○１番（永尾邦忠君）

といいますのは、先ほど言いましたけれども、瑕疵担保以降の契約について、運営をどうしてしていくかという部分に係わってくると思うんですが、この特許の部分をそのままにして、もし別のメーカーとか何とかに運営を任せるとした場合には、非常に困難な部分が出てくると思うんですね。

もし別の業者に頼んだ場合には、これ特許の使用料とか何とか、そういうのもいっぱい出てくると思うんですけれども、費用面について、その辺の話し合いとか聞き取りとかをされたことはございますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

私どもが一番心配いたしますところでございますけれども、平成３２年以降、他の事業者がこの施設を運営できるかと。日々運転はできるかもしれませんが、故障があった場合の部品の調達、そういった部分に特許が絡むものですから、今言われた特許の費用を払って調達することが可能なかどうか、そこら辺まで含めまして、昨年１１月に質問したところ、まだ回答が寄せられていないと。長崎地方裁判所を通じて、我々も知りたいということから回答を求めていますけれども、まだ回答がなされていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○１番（永尾邦忠君）

ありがとうございます。結論といたしましては要するにこのまま瑕疵担保が終わっても運営すると。かなりの金額を出して造った施設ですから。ただこの裁判の色々今もめている状況の中では、市議会においても、全員ではございませんけれども、島原市で独自に造ってはどうかとかというふうな、そう

いう話も出つつありますし、今から準備しないと間に合わないという声もあります。

きちっとこの裁判の行方を見なきゃいけないんですけども、早急に和解なりをきちっとして方針を出していただいて、まだ4月にならないとわかりませんが、ただ、こういう特許のこともありますし、運営を本当にほかのところでできるかという、かなり厳しいような状況だというふうに考えますので、どうか市民の皆様にはわかりやすいように、和解になったりまた訴訟が続いたりというふうなところがありましたら、新聞報道ではなくて何かの形で、市のほうでも議員のほうにも我々が報告できるような内容にしていきたいと思いますというふうに思っています。

最後に、J F E以外に運営を任せることが可能なかどうかだけをお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

質問にありましたJ F E以外の業者に委託できるかにつきましては、私も組合としては、できないものというふうに判断いたしております。

というのは、先ほど言いましたように、全国でこのサーモセレクト方式は6施設しかございません。うち、5施設がJ F Eでありまして、あと1つの青森県にあります施設のみが、先ほど言いました三菱マテリアルのサブライセンスの供与を受けて施設を運営しているということから考えても、やはりサーモセレクト方式はJ F E以外ではできないものと判断いたしております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

もう1つは、全員協議会でも言わせていただいたんですが、31億円という金額があつて、最高10億1,000万円という話ですよね、裁判では。全員協議会のときには、最高をとって10億円といったって、それは物足りんと、15億円とか20億円とかとらにやいかんから裁判は続けるという声もあったわけです。

私は、個人的な考えで言わせていただきますと、やはり裁判所が出した部分で和解を早急にさせていただくためにも余り金額だけを追求しないで、きちっと市民の皆様のためのごみ焼却場ということを頭に置いて戦っていただきたい

いと思うんですが、お答えをお願いします。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

私も金額だけではないと、そのときでも申し上げたと思うんですけども、ただ、和解案というのは、その中身のどの部分が採用され、どの部分が採用されずに、その4億2,000万円から10億円程度ですか、そういう金額になったのかというのは明確には示されておられません。大枠ということですので、示されなかったところで、非常に残念ですけども、そういう状況になっております。

それから、今後の運転がどうなっていくのかというのが一番危惧するところでございますし、先ほど事務局長が申し上げましたように、事実上JFEの協力なくしてはこの施設は運営できないであろうというふうに思われます。それは先ほど言われた特許の部分とか、ライセンスの部分とか、経験の部分とか、色々なことがあるというふうに思います。

そういうことも勘案をしながら、今後の対応については検討していくべきだというふうに思います。

裁判というのは司法の手続の一つでございますので、法廷の場での争いがございますので、そういう争いの中で、争いを片一方にしながら、被告側がなかなかその32年以降のことについて応じていただけないというのは、片一方は裁判をしながら、争いをしながら、片一方はその32年以降のことを言われましても、それについては答えられませんというのが簡単に言うと今の結論であり、今の状況であろうというふうに思います。

その状況がいつまでも続いていていいのかというのは、決してそうではないというふうに思っておりますから、市民、圏域の皆様方のごみ処理を安定的、効果的に行うための判断をせざるを得ない時期が来るだろうというふうに思っておりますし、その時期はそう遠くはないのかなというふうにも思っております。

ただ一般的には、ごみのこういう施設というのは大体瑕疵担保期間が15年とかいうと、あと5年とか6年ぐらい使って、それでまた大改造をやるかやらないかという判断の時期が一般的には来るというのが、一般的なストーカー炉とかのやり方でございますけれども、ここの炉のガス化改質炉というのは非常に特殊な技術でございますので、その辺がわからないと判断もしづらいというのも片一方にはあります。

そういったことで、もう少し裁判の状況を見守っていくのが適切ではないかなというふうに思っております。

裁判の場での争いということになりますと、全面的に何でもかんでも受け入れられるということはありません話だろうと思っておりますし、ただ、今まで我々がというか、議会もそうでございますし、特別委員会、百条委員会と作りいただいてこれまで論議してきたという経過も踏まえながらの判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1 番（永尾邦忠君）

ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（村川喜信君）

先ほど永尾議員のほうから、今後の動向等について事務局より情報等の提供をというふうなお願いがございました。この件について事務局の考え、取り組みを述べてください。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

今後の取り組みにつきましてでございますけれども、やはり長崎地方裁判所による判決が出る可能性が強いので、そのときにきちっとした説明を、判決の内容の経過、わかる範囲でそういったものをまとめながら説明をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員、よろしいでしょうか。（「ありがとうございます」と言う者あり）次に、3 番千住議員。よろしくお願いします。

○3 番（千住良治君）

失礼します。議席番号 3 番諫早の千住でございます。今回、初めての一般質問ということで大変緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一問一答方式でご質問させていただこうと思っております。

まず、大きな問題の 1 つ目、今後の裁判の行方についての見解についてということでご質問させていただいておりますが、1 番、2 番ともに今ご説明と資料等を拝見させていただきまして、大体の中身はよくわかりました。それを基

に、先ほどもありましたそう遠くはない時期に判決が出るのではなかろうかということで、今回、平成32年4月以降の契約についての部分がないということで和解案を受け入れないということになっておりますが、その場合がない判決が出るという可能性も出てくると予想されますけれども、その場合はどう今後対応していく予定でしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

平成32年以降のことを判決文の中で求めるということは、今までの損害賠償のことが素因でございますので、それは和解を、和解というか、32年以降のことに応じなさいとか、そういうことは多分裁判所から出ることではないのが普通ではないかなと。素人ですから、わかりませんが、私たちはそれを主張させていただいていますけれども、訴訟そのものは31億円の損害賠償の訴訟ということですので、その部分についてのこれを採用した、あれを採用したということは明快に示されると思いますけれども、32年以降のことについて明快に示されることはないのかなと、そういうふうなことになるかもしれないなということも想定しとかなないといけないだろうと。それは出てくれば一番いいんですけれども、そういうことも想定をしながら進めないといけないだろうと。

ただし、これまでのJFEの主張は、片一方で裁判、法廷の場での主張をお互いにし合いながら、片一方では32年以降のことを言われても困りますよというのが大体の主張ですね。ここにも書いてありますけれども、その一つの節目になることは事実だろうというふうに私は思っております、その判決には非常に注目をさせていただいているということでございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

それでは、大体これまでの和解の例を見てみますと、和解案が出た間の範囲で判決というのは結構出ているようなケースが多いということを考えております。その和解案の範囲の中で判決が出た場合、その後の対応をどう考えられておるのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

その後の対応というのは、判決文を見て、それを詳細に検討しないとわかりませんが、先ほど申し上げましたように、これまでの経過とか我々の主張とかそういうものを勘案しながら、その時点で判断をさせていただくということでございますし、いずれにいたしましても、判決を受け入れるか受け入れないか、控訴をするとなると当然ながら予算も要りますし、議会の議決も必要だというふうに思っておりますし、そういうふうなことで、その内容を十分に検討し、そう時間がないんですよ、判決をいただきますと次の控訴手続というのはたしか2週間ぐらいしかなかったと思いますので、その時間内にそういう対応ができるようにということで準備をする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

要するに、我々、裁判ですから、全部が100%満足するというのはなかなかこういう民事訴訟では難しいのかなというふうに思っております、ですから裁判所も和解ということを持ち出してきたということだと思います。誰が悪い、彼が悪いというような結論をつけるのが難しいのが民事の裁判で、この和解を裁判所が提示といいますか、大枠という形なんですけれども、提示して意向を示されたのは、その辺は黒と白というわけにはなかなかいかないなということで和解だということを持ち出されたというふうに思いますので、そういった意味では一定の判決を見ながらの判断になりますけれども、その辺にどれだけ我々の主張が受け入れられてきたと、これまでの経過もありますので、百条委員会とか特別委員会もありましたし、そういう経過もありながら、圏域の市民の皆様方の利益を守っていくためにはどうすればいいかというような観点から判断をしていく必要があるというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

それでは判決ですね。裁判は非常に難しいところですので、裁判のところはそのまま裁判で考えるということで、今度、大きな2番に行きます。瑕疵担保期間が終了する平成32年4月以降に予測される状況についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず1つ目に、平成32年4月以降、今予測されている、あらゆる状況はどのようなものか、どのような状況を想定されているのか、また、その中でも最悪のシナリオといいますか、それに対する対応はどうお考えになっておられ

るでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

組合といたしましては、大きく分けて、今後につきまして2つの選択肢を考えているところでございます。

1つ目は、現在の施設を、先ほどから答えていますとおり延命化して引き続き使用していくこと、2つ目が現在の施設を継続して使用できない場合、つまり新しく施設を建設し、圏域の皆様のごみ処理をしていかなければならないと、この究極的に2つしかないというふうに考えております。

既にJFEにつきましては、今後、瑕疵担保終了後の本施設の対応につきましては、先ほどから論議になっておりますように、お手元に配付した回答を今、JFEとしては考えているところでございます。

これらを踏まえまして、構成4市とも十分協議、調整しながら、圏域ごみの安定処理を継続していけるよう、先ほど言いました2つの究極の選択肢を並行しながら検討していかなければいけないというところでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

今、2つの選択肢を考えておられるということで、私は両方ともできない可能性もあるのではなかろうかなというふうに考えております。

JFEと契約した場合、その契約金額にも大きく係わってくるのではなかろうかというふうに考えております。あるいは、それがもうできずに新たな焼却施設を建設する場合ということになりますけれども、そうなると、私も色々調べたんですけれども、新しい施設の建設には、少なくとも5、6年は掛かると。環境アセスメントの条例も変わっておりまして、前回はこの県央県南のクリーンセンターの場合は1年10カ月で環境アセスを終えて建設に入るという形をとられておりましたが、今でいけば、条例が変わりまして2年から2年半掛かるというふうになっております。逆算して考えますと、建設と試運転を含めた形で、まず2年から2年半ぐらいですね。その前に入札があつて、その前に環境アセスがあるということを考えれば6年程度掛かるのではなかろうかというふうに思っております。

そこで、その2つの選択をする、平成32年4月以降メンテナンスをして延

命化を図るのか、それとも新たな施設建設で動くのか、今現在どちらを主に考えておられるかお考えをお聞かせください。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

千住議員がおっしゃられる、新しい炉を建設するための時間でございますけれども、一般的には6、7年ぐらい掛かるんですかね。建設の作業は2年としても、環境アセスとか、事務的な手続とか、それから試運転とか、そういうものを入れますと6、7年は十分に掛かるであろうなということは認識しております。

一般的な炉でこういうごみの処理場というのはストーカー方式というのが多いんですけれども、ここ最近の例では、長崎の西工場というのは34年、まだ動いていますから、新しい炉は造られたんですけれども、34年ぐらい使っておられます。現在の施設というのは昭和54年に創業といいますか、処理を開始し稼働いたしまして、15年を経過して平成6年から8年にかけて基幹的な改良工事と。通常は15年経ちまして、数年間はそのままの状態を使って、一定の期間に大改造工事をします。それは新品同様にするというふうなことでかなりの額が掛かるんですけれども、延命をして、また15年ということにはいかないのかもしれませんが、この長崎の例ですと、平成6年から8年に3年掛けてやっています、それが現在も使われているということです。から、一定の延命効果があったということでございます。

延命をする場合には、たしか寿命が7年間以上延びますと、起債を借りられるということになりまして、そういう制度があるということは延命というのが一般的でありますよということです。そういう起債を借りられるとかなりの額が掛かりますので、そういうことをすることによって、市民の負担と効率的な処理ができる、効果的な処理ができて安定的な処理ができるという判断がなされますれば、そういうことをするのが一般的というようなことでございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、ここのガス化改質炉というのは全国で6つしかない。この例はまだないです。このガス化改質炉での延命、なおかつそのままの持続的な運転をして一定の期間で延命をするという例がないので、そこについてJFEから資料の提供なり裁判上でその先はどうなるんですかということを言っているんですけど、先ほど永尾議員に申しましたようにそのことについては係争中だからということで、ある意味、その係争が障害になっているような部分もありまして、そういうことを言

われております。

そういうことで、一般的に言うと、そういうことをされると、30年前後使われるのが普通でございまして、炉の状況とか、議員の皆様方も常々関心を持って見ておられると思うんですけども、老朽化してどうしようもないような、表面的にはそういうふうな炉には見えませんので、一般的にはそうだろうなというふうに思っております。

新しい施設を建設するということになりますと、そういうふうな一定の期間も掛かりますし、それもですけども、新しい炉を建設するということになりますと、その時点から起債をお願いせざるを得ません。ここですと、今ですと毎年12億円ぐらい起債償還をしております。全体としては百数十億円の起債を借りてやっているわけですね。アセスにしても、入札をするにしても、財源が必要ですので、そのときには起債を借ります。そうしますと起債償還が生じます。この炉は、今の起債償還は平成32年まで続きます。ということは、仮に、同じような規模の炉を造るとすると二重の償還が生じます。仮に倍だとすると、2つ持つということになると12億円プラス12億円の起債が生じるということになります。その24億円を各市で負担をしていくということになります。

ですから、先ほど申し上げましたように、一般的には延命をし、そして大規模改良をし、それでなおかつ延命して、瑕疵担保期間の倍ぐらい使われるのが一般的だというふうになっております。ですから、起債の制度もそのようになっておりますということなんですけれども、先ほどから申し上げておりますように、今、この炉の状況というのをJFEから提示していただけないというのが何よりも障害になっておりまして、そういったことを頭に入れながら適切な判断をしていく時期が来るだろうなということでございます。

そういうことで、新しいのを造ると簡単に申しまして、用地の問題もありますし、いろんな障害があるだろうというふうにも思います。まだ十分見たい目には、非常にひどい状況になっているというようなことは全くございませんし、大規模な修繕工事も行われている状況にはありません。そういったことで、特に、240～250t程度のごみの処理が日常的にここ5、6年は普通に行われていて、なおかつ年間1カ月ぐらいはごみ量が足りないといえますか、ごみ量の調整のために炉を休ませるというような状況で、安定的に稼働しているという状況も踏まえながらの判断をしていくことになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

最終的にはコストの問題といたしますか、それぞれ構成4市がどれほどの体力があつて、このごみ処理の關係にどれくらい出せるのかというのが一つ大きなポイントになるんだらうなというふうには思うんですが、結局はJFEが今運転をしている。JFEしかできない。32年4月以降の見込みがまだ全く見えないという状況の中では、やはり両方並行して考えるべきではなからうかと私は思っております。

次に、各市につきましては、先ほどお話があつたとおりではなからうかなというふうに思っていますが、本日欠席されております副管理者の藤原市長のほうにお聞きしようと思ったんですが、南島原市においては今現在、南有馬クリーンセンターが平成12年4月から稼働しておりまして、平成27年、来年で15年を迎えるということで、今後、県の広域化計画の中では、将来的には県央県南クリーンセンターで処理することを検討するというふうになっております。今のところそういう計画というのは、今、こちらのほうにはお話はあっているのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

千住議員にお伝えしますが、ここは一部事務組合ということですので、その範疇内での答弁ということによろしいですか。いいですか。

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

今、議長が申されたことを答弁しようかと思つていたんですけども、議長が申されましたと言いくいんですけれども、基本的には、この広域圏ができるときに、大村と南島原については広域圏で一緒に処理できるようにしたほうがいいんじゃないかというような、長崎県の広域化計画がございました観点で、合併前ですから南島原の旧2町が私どもの組合のほうに参加をしていただいているという経過になっております。

ただ、その当時から、それほど古い炉じゃないんですけれども、先ほど結論としては、南島原市のほうで今の炉を改修して長く続けたほうがいいのか、一定の結論を南島原市自身が出されて、我々に組合としてはどうされますかと。この組合のこともありますから、その辺については南島原市がご自身で考えいただくことだろうというふうに思っております。

今は、ここは4市、南島原市だけが旧2町でございますけれども、そこで運

営をしているということでございますから、安定的な稼働に邁進をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

はい、わかりました。それでは、次に行きたいと思います。

大きな3番と4番は順番を入れかえて、ちょっとご質問させていただきたいと思います。

まず、大きな4番に行きます。

平成32年以降、継続してメンテナンスを行い現施設を運営する場合についてお聞きしたいと思います。

先ほど管理者のほうから、それが通常であれば望ましいというようなお話もありましたが、まず、JFE側と32年以降も契約しないと運営できないということになります。瑕疵担保期間は15年というふうになっていて、今3年ごとの受託運営に関しての契約更新がなされているというふうに思っております。

その3年ごとの契約の内容というのを教えていただきたいというのと、あと、その中で平成32年以降の件につきまして協議をなされているのか、それとも今後行う予定があるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

JFEとの契約更新についてでございますけれども、組合とJFEとの間における、この施設の運営に関しましては、平成16年に取り交わしました性能保証に関する覚書、変更覚書と言っている部分ですけど、これに基づき、平成17年度から15年間の運転経費及び維持補修費が決められており、3年ごとに見直しを行うということになっております。しかし、覚書の中で運転経費及び維持補修費の補修の保証については、本施設の正式引き渡し後3年ごとに精算及び見直しを行い、その3年間の総額を14億6,100万円以内とするという変更覚書の内容となっております。

このため、この金額の第1回目の見直しの段階で、組合とJFEとの精算及び見直しの折り合いがつかず、今回の裁判となって継続をしております。

よって、それ以降の3年ごとの契約につきましては、この3年総額14億6,

100万円のままの金額で消費税を加え、突発的な維持補修費の経費を20%加えた予算を毎年計上しているところでございます。

後ほど議案として説明いたします26年度予算につきましても、この14億6,100万円をベースにした金額に突発的な20%を加えた予算をお願いしているものでございます。

ただし、この突発的な維持補修はこれまで発生しておりませんので、決算ではこの金額を減額して計上し、報告をさせていただいております。

それから、平成32年度以降の施設の対応につきましては、この3年ごとの契約の中では話はなされておりません。といいますのは、この14億6,100万円が発端と言えはおかしいですけれども、これを起因として裁判を行っている以上、これを逸脱するような話、32年度以降の話についてはできないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

それでは、今度、平成32年以降メンテナンスを行って延命化を行う場合の、先ほど管理者からもありました大規模な改修といいますか、メンテナンス費用とか、あるいは運転契約費用をどの程度、今見込んでおられるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

ただいま質問のありましたことにつきましては、私どもとしても一番知りたいところでございまして、早く知って皆様に公表できればいいんですけど、その辺につきましては裁判と絡んでいると。

といいますのは、JFEは裁判におきまして、私どもが委託運営している以外の投資費用、維持管理費用については全くゼロであるというふうな回答をなされておられますので、その辺の数字的な話につきましては全くできない状況にあると。私どもとしても知りたいんですけども、できない状況ということでご理解いただければというふうに考えております。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

それでは、その延命化を図る場合、ほかに障害となる予想されることというのはございますでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

延命化を図る場合にしても、新たに施設を建設するにしても、地元の方のご理解、ご協力、ご支援が一番大事なものというふうに受けとめております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

継続して行う場合は費用が全く見えないと、今のところは全く見えないというご答弁なんですけれども、私が1つ心配したのは、結局、32年以降はJFEが出される金額の提示に従って運転をしないといけないようになってしまうというのが一番困るんではなかろうかというところがあります。金額は幾ら出てくるのかわからないということであれば、予測もつかないというのは当然の話なんですけれども、それが法外な金額になる可能性もないとは言えないということだと思えるんですね。それをやはり回避するためには同時に進むべきではなかろうかということで、今度は、新たな焼却施設を建設する場合についてご質問したいと思います。大きな3番ですね。

新たな焼却施設の建設の場合、先ほど管理者からは7年というようなお言葉もございました。私も県の環境部とかにお話を聞きに行ったら、ちょうどもう本年が一番ぎりぎりのところじゃないかという交付金のお話もさせてもらったんですけれども、地域振興課や環境政策課ともお話をさせていただいたんですが、今お話しされた中で、もし7年ということの新たな施設建設の場合ですね、工程とか、あるいは準備のその組織というのはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

まず、第1点目の部分ですけれども、平成22年度にこの施設でトン当たり処理費を計算しますと1万3,767円であったと。それから、同じサーモセレクト方式を採用しております四国徳島県の中央広域環境組合、これのトン

当たり処理費用が3万8,053円と。ただ、処理トン数が違いますので、一概にこれをそのままということは言えませんが、やはりこれに似た数字が出てくるんじゃないかなということでは予測いたしておるところです。

ただ、これはJFEに確認したわけではございませんので、一つの目安かなというふうに思っておるところでございます。

それから、新たな施設につきましてですけれども、7年という部分の管理者答弁もございましたように、この施設が平成11年に組合ができて、17年度に創業を開始していると。6年間掛かっておりますけれども、それ以降、県に我々も確認したところ、環境アセス等でかなり厳しくなっているというふうな答えは私どもも受けとめております。ただ、それにつきまして新しい施設を造った場合という、それ以上のことは検討いたしておりませんので、ただいま言われた部分につきましては、今後検討すべきことと、延命化せずに新しい施設を造る場合はそういった検討、それから延命化も先ほど言ったような部分のトン当たり処理費のことにつきましてでもできるだけ検討を早目にしたいとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

仮定の話になってしまいますが、例えば新たな焼却施設を建設する場合、この組合の敷地内に新たな建設用地といいますか施設を建設することは可能なのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

新たな施設のことにしましては、どういう焼却方式を使うかによって面積も違いますし、一概に大丈夫ですとかいう部分の返事は今の段階では差し控えさせていただきたい。というのは、ストーカー方式でやるのか、ガス化熔融炉方式でやるのかによって施設規模が全然違いますので、今そこまでは検討していないということで、現施設の中で大丈夫かどうかと問われても、今の段階では回答できないということで、申しわけございません。失礼します。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

これはなぜ聞いたかといいますと、環境アセスメントは厳しくなっているといえますか、条件というか、やることがちょっと増えたということで、今までは1年半から2年ぐらいやったのが2年から2年半ぐらい掛かりますよというお話だったんですが、同じ施設内であれば使えるデータが出てくるだろうということで、環境アセスメントの期間が短くなるというお話もありましたので、ちょっとお聞きしたところであります。

先ほどから二重の起債という話もあったんですが、トータル的に含めて考えますと、現実的にいけば、先ほど島原の全員協議会でも、例えば島原市で独自で造ったほうがいいんじゃないかという意見も出たということがありましたが、色々聞きますと、現実的にはそれぞれ単独で造るのは非常に難しいというふうに私も思っております。

ただ、先ほども申したとおり、最終的にはコストの問題で、構成4市がごみ処理に対してどれだけの負担ができるかということになるかとは思いますが、先ほどお話ししたとおり、最悪法外な金額での契約になってしまう場合も予測される中で、2つを同時に進行してやるというのは、最悪の状況、危機管理の一つでもあろうかというふうに私は思っております。

先ほど申し上げたとおり、32年4月の稼働を考えますと、本年の10月ぐらいが最後のリミットではなかろうかという県のお話もあったんですが、それでも、それでは最後になりますが、先ほど裁判のお話も色々ありましたが、いつの段階でこの施設の延命化を図るか、それとも新しい建設に動くのか、その2つの選択をいつ判断されるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

それを明確にお答えすることは非常に難しいと思います。

先ほどからのご説明、または私の見解を申し上げますけれども、一つ目には裁判が係争中であるということ、まだ一審も結論を得ていないということ。和解案についても、そのことについては触れられていないということです。そういう諸条件を考えますと、今の段階でいついつまでにとすることは非常に難しいというふうに思います。

ですから、千住議員は最悪のシナリオとおっしゃいますけれども、通常ストーカー炉であろうと15年瑕疵担保が切れてからの運転というのはどこの炉でもやられています。そのときには、多分、ほかの方々に運転をするということとはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますし、諫早市が昔、こ

の近くにありますが、前のごみ焼却場も、途中で受託業者がかわったとかいうのは余り考えにくいのがこの業界だろうというふうに思いますから、その辺には適切な金額というのが一定分あるだろうというふうに私は想定をしまして、最悪のシナリオとおっしゃるのは、その数倍の運転管理費が掛かりますよと言われたときだろうと思うんですけれども、そういうことがないような形で我々も詰めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

これまでの経過は経過として、今の現実をしっかりと見定めながら判断をしていかざるを得ないことになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

管理者がおっしゃることも非常によくわかるんですけれども、例えばこれがずっと2年先、3年先になりますと、新しい焼却施設というのは必ず間に合わなくなるところですよ。32年の4月までにはというところがありますので、そのあたりは非常に皆さんが心配されているところだと思います。

危機管理というのは最悪の状況を考えてやるというのが非常に大事なことで、私は思っています。それを同時進行で進めてもそれほど物すごい費用が掛かるというわけじゃなくて、この焼却施設も平成32年以降いずれは炉の改修といいますか、新設しないといけないということになると思うんですよ。あとはそれをいつやるかというだけの話だと思いますので、できれば早く準備をしてどちらにも対応できるようにしとくべきではなかろうかというふうに思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村川喜信君）

これにて通告された一般質問は全て終了しました。

会議を保留し、しばらく休憩します。11時45分に再開します。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます

次に、日程第7、議案第1号「専決処分の承諾を求めることについて（県央南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)）」を議題といたします。

議案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

ご説明いたしますので、議案第1号参考資料をご覧ください。

平成25年度補正予算第1号の概要でございます。

この補正予算は、前年度の平成24年度の決算に当たりまして生じた決算剰余金を財政調整基金に積み立てを行うものでございます。ここ数年、財政調整基金は底をついた状態にあり、基金として本来の目的が薄れていたことから、昨年の8月定例議会におきまして決算の認定をいただきましたので、決算剰余金を基金へ積み立てを行ったものでございます。

また、平成26年度の予算編成に当たり、消費税法の改正等に伴います予算の増加が見込まれたことから、平成26年度における分担金の増加を緩和する目的で歳入予算として財源化するために、組合の翌年度当初予算を編成する10月までに積み立てを行う必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

ここに目的も書いてありますけれども、平成24年度の決算剰余金ということで、今までは繰越金で上げていたんじゃないかなと思いますけど、その繰越金をあえて財政調整基金のほうに繰り入れて、平成26年度当初予算において分担金の増加を緩和するというところでございます。どのくらいの効果があるんでしょうか。本来は繰越金でずっと繰り越してきたんじゃないかなと思っておりますけど。

○議長（村川喜信君）

総務課長。

○総務課長（中村 明君）

ご指摘のように、これまで決算剰余金につきましては、繰越金というふうな形で運用を行ってきたところでございます。ところが、繰越金という形になってまいりますと、予算上、金額が見えないということもございまして、今回、基金のほうに積み立てたというのがございます。

それともう一つ、今回でございますけれども、昨年ご承知のように、消費税

法が改正をされまして、26年4月からが第一段階。それから、27年というふうなことで、第二段階に分けて消費税の引き上げが行われるというふうなことがございましたので、構成市からの分担金を調整するというふうな目的で、今回、基金に積み立てを行わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）」ご説明申し上げます。

本案は、平成25年9月10日、組合職員の公務中における車両損傷事故に関し、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成25年9月27日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、ご承認をお願いしようとするものでございます。

内容につきまして、本日配付いたしております議案第2号参考資料をご覧ください。

事故の概要でございますが、平成25年9月10日午後5時ごろ、組合が所有する余熱利用施設「のんこの温水センター」の西側敷地におきまして、組合職員が刈り払い機による除草作業中に小石を弾き、余熱利用施設に勤務のた

め駐車していた被害者の方の車両に当たり、助手席側窓ガラス等に損傷を与えたもので、被害者の方にとって生活に欠かせない車両であることから、早急に修理を行う必要があったため、損害賠償額を決定し、併せて和解を行ったものでございます。

なお、事故発生場所の位置等につきまして、参考資料別紙として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

除草作業等につきましては、これまで安全確認等を十分に行い作業をしておりますが、今回このような事故が起きたことを踏まえ、いま一度作業手順、安全確認等の徹底を図り、安全な作業環境の確保に万全を期すよう努めてまいりたいと存じます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。上田議員。

○9番（上田 篤君）

窓ガラスの損傷というのはどういう状態になっているのか、もう少し詳しく説明してもらいたいと。

それと、18万9,000円というのが高いのか安いかわからないんですけれども、これはどこから出てきたんですか。

○議長（村川喜信君）

総務課長。

○総務課長（中村 明君）

窓ガラスの損傷ということでございますけれども、助手席側の窓ガラスが破損をいたしたと、そういうことでございます。それと、その影響でシートの方の生地が破れたというふうなことでございます。

それから、被害金額でございますけれども、実際には自動車ということでございますので、自動車修理工場のほうでの見積もりをいただいた分でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

窓ガラスが割れるというと、よっぽど大きな石でも当たったのかって思うんですけれども、はじいたぐらいのあれでそんなに割れることあるんですかね。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

小石の大きさにつきましては、そんなに大きいものではございません。自動刈り払い機ではねて飛ばすぐらいですからありませんけれども、多分当たった先が悪かったのかなと。全面的に割れるような状況になり得る小石だったというふうに理解をいたしております。

併せて、窓ガラスを先ほど言いましたシートが破損したと。その取り替え等につきまして、金額が少し大きかったということでご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

西口議員。

○４番（西口雪夫君）

私も高速道路を走りよって、刈り払い機で石が飛んできて右側の窓ガラスが割れて修理をその場でお願いしたんですけれども、そのときで５万円ぐらいで済んだんですね。多分ガラスだけやったら、それで、ばら一つと割れますので、そんなにシートまで破れるようにいくのかなと、ちょっとそんな思うんですが、この金額が１８万９，０００円、かなり高いんですけど、もう一度これ検証される必要がちょっとあるんじゃないかなと思うんですけどね。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

私どもも一応高いなとは感じて、聞いたところ、やはりシートのほうがかなり張り替えの必要が生じたということを聞いておりますし、また、シートだけではなくて、運転席のパネルあたりにも傷つけているという部分があったものですから、妥当な金額だと判断したところでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

土井議員。

○７番（土井信幸君）

参考資料の位置図を見ますと、この車の位置、ここは正規の駐車場なんですか、どうなんですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

正規の場所ではございませんけれども、このとき「のんのこ温水センター」が点検に入っていたということで、点検する車が相手車両がとまっている駐車場にとまっていた関係上、いわば押し出されて、営業もしていないものですから、この場所にとめていたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

土井議員。

○7番（土井信幸君）

その場合には、本人の過失というのは全くゼロで判断するんですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

そこら辺につきまして、この金額につきましては全て保険金で賄われておりまして、損保ジャパンの保険会社でございますけど、そこと話ししたところ、やっぱり相手も不可抗力の部分も強いので、この際という話を聞いております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号はこれを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

会議を保留し、しばらく休憩します。午後1時再開します。

（午前11時59分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第3号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第3号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案の内容につきましては、資料によりご説明いたしますので、本日配付しております議案第3号参考資料をご覧ください。

まずは概要でございますが、1に記載しておりますとおり、消費税率を現行の5%から8%とする消費税法及び地方税法の一部改正が本年4月1日から施行されることに伴い、ごみ処理手数料、余熱利用施設の利用料金及び行政財産使用料を規定する3つの条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、要旨についてご説明いたしますので、議案第3号及び議案第3号資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

第1条は、県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第4条及び別表に規定するごみ処理に係る手数料について、これまで内税方式としておりましたが、手数料を徴収する現在の計量システムでは10円単位でしか徴収できないこと、また、ごみの重さによって手数料を加算する重量制であるため、端数処理による影響があることから、手数料と消費税等を明確に区分するため、新旧対照表の改正案のとおり、内税方式から外税方式に変更した額を定め、ごみの重さにより手数料を算定した額に消費税を加えるよう改定しようとするものでございます。

次に、第2条は、県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

別表に規定する利用料金の額を、新旧対照表の改正案のとおり消費税率を8%で算定した額に変更しようとするものであります。

第3条は、県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の一部改正でございますが、第5条及び第6条に規定する使用料算定基準について、課税対象となるものを明確にしようとするものでございます。

最後に附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、経過措置として、施行日以前に搬入または許可した手数料等については、従前の例によることを規定したものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、これを原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第3号はこれを原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村川喜信君）

起立多数であります。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「訴えの変更について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第4号「訴えの変更について」ご説明申し上げます。

本案は、平成20年8月開催の平成20年第2回組合議会定例会において議会の議決をいただきました訴えの提起について、その内容の一部を変更することに関し、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましては、本日お配りしております議案第4号参考資料によりご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。

訴えの変更の概要でございますが、現在、長崎地方裁判所で係争中の「平成

20年（ワ）第612号「損害賠償請求事件」に、平成23年度及び平成24年度の超過経費に係る損害賠償を拡張して請求しようとするものでございます。

現在の損害賠償請求額は、平成24年1月開催の平成24年第1回臨時会において訴えの変更について議決をいただきましたので、これによる拡張請求分を含めまして、平成17年度から平成22年度までの6か年分で31億1,845万4,267円となっております。

今回の拡張請求は、最終弁論等が早まることが予想されるため、新規で訴訟を行った場合の費用等を考慮し、決算が承認された平成23年度及び平成24年度の超過経費に係る損害賠償を拡張して請求しようとするもので、その額は7億5,499万6,749円、請求の期日は平成26年2月19日を予定しております。

次の2ページは、平成26年8月26日に議決をいただきました議案第8号の写しで、3ページは平成24年1月13日に議決をいただいた議案第1号の写しでございます。

今回変更しようとする箇所は、2 訴えの内容でございます。

4ページは、現在係争中の事件の概要でございます。

次に、5ページをお開きください。

平成23年度及び24年度の2か年の超過経費計算書でございます。

これは、応札提示額、すなわち平成14年10月22日付でJFE、当時は川崎製鉄でございますけれども、組合に提出された年間経費内訳書の額に対して、組合が実際に幾ら支払ったかを比較したものでございまして、実績欄の数字は各年度における決算額でございます。応札提示額と決算額の差額の2か年分の合計額7億5,499万6,749円が、今回拡張請求しようとする額になります。

参考までに、6ページは現在請求中の平成17年度から22年度分の超過経費計算書、7ページは平成17年度から24年度までの請求額を合計した表でございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。田添議員。

○5番（田添政継君）

冒頭の説明の中で、2月19日には裁判の終結もあり得るという報告があ

りましたけれども、この追加提訴をしたときに、その後の状況というのはどう
いうふうなことが考えられるのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

先ほど説明しましたとおり、4月1日に証人尋問が実施される。はっきり決
まっているのはそこまでです。それ以降につきましては、今回、この議決をい
ただいた場合、それを加味したのを2月19日の口頭弁論において裁判所に
提出をしていくと。その後の経過につきましては、まだ裁判所がどういう判断
をされるかに掛かってきますので、今後の予定につきましては、今のところ4
月1日以外につきましては言えないというのが今の現状です。

以上です。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

私も今、同様な意見でございますけれども、前回は拡張請求をして裁判がま
た長くなったと。大方判決がもう出るんじゃないかというあいさつの中にあ
って拡張請求をこの前したときに、また裁判の期間が長くなって今に至って
いると。それと、今度は今回、平成23年度分と平成24年度分、大体3年ご
とに精査しながらという答弁をずっといただいていたわけですね。平成1
7年、18年、19年、20年、21年、22年ということで、今、6年分を
前回3年分にまた拡張請求して3年をプラスし、今度はまた23年、24年、
25年分が大体3年ごとの精査の時期に来ていると思います。

まだしかし、25年度は決算が承認されておられませんのでわからないわけ
でございますけど、この2年分というのは、もう今の裁判の進行に応じて2年
分ということなんでしょうか。大体私たちはずっと3年越し、3年越しという
とを頭に入れよったわけですから。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

訴訟代理人の見解に基づき、今回、議会に提案いたしておりますけれども、
これまでは確かに3年でやってきました。ただ、現在の状況について、訴訟代
理人曰く、拡張請求をしたからといって裁判の期間が長くなるとかいうのに

については今回はないであろうという判断をされておられるようです。

それから、25年度分を待ってという部分につきましてですけれども、今回、先ほどの一般質問の回答で申し上げたとおり、裁判所の判断がちょっと早目になりそうだというのを訴訟代理人が感じておりますので、それに沿って、確定したところまで2か年分を今回、議会に上程しているということでご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

私も異存はないわけですが、その2年というところがちょっと引っかけたわけですね。やっぱり3年ごとにJFEと組合と精査をしながらと。精査をしないでそのまま拡張請求にぼんと乗せるのかなという、ちょっと思いがあったものですから、拡張請求については私も異存はないです。ただ、3年ごとの精査というのができないうちにまた拡張請求かなと思ったものですから、その点を聞いたわけですが。

以上です。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員、よろしいですね。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、これを原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「平成25年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第5号「平成25年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ571万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,129万1,000円にしようとするものでございます。前年同期の歳入歳出予算それぞれ31億3,022万5,000円と比較いたしますと、1億4,106万6,000円、率にして4.5%の増となります。

また、第2条は債務負担行為の追加による補正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、本日配付いたしております議案第5号参考資料をご覧ください。

まず、第1条関係の補正の目的でございますが、先ほど議決をいただきました議案第4号の訴えの変更に伴う経費を計上しようとするものでございます。

概要につきましては、裁判所に納付する拡張請求の申し立て手数料151万円、訴訟代理人に対する着手金420万円、合わせて571万円で、財源につきましては、財政調整基金を充当しようとするものでございます。

次に、第2条関係の債務負担行為の追加でございます。

平成26年度以降も指定管理期間が継続する余熱利用施設の指定管理料につきましては、平成24年度から平成27年度までの債務負担行為を設定しておりますが、本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、債務負担行為の限度額に消費税増税分の66万7,000円を追加し、設定しようとするものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、これを原案どおり可決することに異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「平成26年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第6号「平成26年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

まず、1ページでございます。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,843万9,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、後ほど資料でご説明申し上げます。

第3条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案と同時にお送りいたしました議案第6号資料、一般会計当初予算の概要によりご説明申し上げますので、この概要書の1ページをお開きください。

予算編成の考え方につきましては、下のほうの2に記載しておるとおりでございますが、増の主な要因としましては、消費税増税や運転に必要なLNG価格のさらなる高騰などの影響を受けたほか、ごみ処理を今後も安定して行っていくための経費として1億円を計上したことによるものです。

この施設は、平成17年4月に供用開始してから今年で10年目を迎えることになっております。今後、施設の大規模改修等の必要が生じることも考えられることから、施設整備を図るための経費を確保する必要があると判断し、所要の経費を計上しております。

それでは、概要書の2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、費目ごとに前年度との比較をいたしております。そのうち主なものについてご説明申し上げます。

1款は構成市からの分担金でございます。予算額30億円で、前年度と比較いたしますと3億円、率にして11.1%の増となっております。

分担金増の主な要因は、先ほど説明いたしました消費税増税やLNG価格

の高騰、今後のごみ処理施設整備に係る経費等を計上したことによるものでございます。

なお、構成市ごとの分担金明細につきましては、予算書のほうの33ページに記載しております。

次に、2款のうち2項 手数料でございます。予算額1億8,000万円で前年度より500万円の増を見込み、計上いたしております。

これまでの実績を踏まえ、有料ごみ搬入量の若干の増加を見込んだものでございます。

次に、4款 財産収入、5款 繰入金及び6款 繰越金は関連がございますので、併せてご説明申し上げます。

議案第1号でご説明申し上げましたとおり、平成24年度の繰越金のうち、約2億1,000万円を財政調整基金に積み立てを行っております。このことにより、4款 財産収入は財政調整基金残高の増により預金利子が増となったもので、前年度比3万7,000円の増でございます。

また、これまで6款 繰越金により財政調整を行ってりましたが、決算剰余金を財政調整基金に積み立てたことにより、5款 繰入金において財政調整基金1億2,330万3,000円を取り崩し、平成26年度当初予算の財源として計上しようとするものでございます。よって、6款 繰越金は1,000円のみを見込み計上いたしたところでございます。

次に、7款 諸収入でございます。余熱利用施設指定管理者から納付される水道料金や副産物売り払い収入のほか、有価物及び余剰電力販売料金を実績より勘案し、前年度比1.7%減の1,504万2,000円を見込み計上いたしております。

続きまして、概要の3ページをお開きください。

歳出につきまして、前年度と比較しながらご説明申し上げます。

なお、増減の理由につきましては、下段の表の中に記載しておりますので、併せてご覧ください。

1款 議会費につきましては、246万5,000円を計上し、前年度と比較して70万8,000円の減を計上しております。

減の主な内容は、平成25年度は、構成市の市議会選挙時に絡み臨時会の開催数を多目に見込み計上していたことによるものでございます。

次に、2款 総務費でございます。

1項 総務管理費につきましては、1億5,169万8,000円を計上しており、7,726万5,000円の増となりました。

増の主な内容は、今後のごみ処理施設整備に係る経費を充てるため、ごみ処理施設建設基金に8,000万円の積み立てを行おうとするものでございます。

今後、施設の大規模改修等が生じることも想定されることから、一定の財源を確保し準備していく必要があると判断し、計上したものでございます。

次に、3款 衛生費の1項1目 クリーンセンター費は、14億7,957万5,000円を計上しており、1億5,945万5,000円の増でございます。

増の内訳は、下段の主な理由の中の3款1項1目に記載しておりますとおり、LNG単価につきましては、平成25年度の予算編成時に高騰したLNG価格も多少落ち着き始めていたこともあり、トン当たり平均単価を9万6,860円で見込んでおりましたが、平成25年1月ごろから原油価格が高値で推移してきたことや、為替レートが引き続き円安基調にあることに加え、電力各社の火力発電によるLNG需要が高どまりしていることなどから、LNG価格はさらに高騰し、平成26年度のLNG単価は約3万5,000円増の13万2,322円で見込まざるを得ませんでした。このことにより、LNGに係る燃料費は約1億1,300万円の増となりました。

また、施設の運転委託料など、消費税の課税対象となる全ての経費が消費税増税の影響を受けたほか、新規で計量システム更新業務776万円や今後のごみ処理基本計画作成等に係る経費として2,000万円を計上したことによるものです。

次に、1項2目 リレーセンター費は2億9,513万7,000円を計上しており、前年度と比較して2,711万9,000円の増となっております。

増の主な内容は、消費税増税によるもののほか、23年度から25年度までの3か年の契約を行っていた一般廃棄物等搬送業務について、25年度は契約額で予算計上していたものを、26年度は新たに債務負担行為による契約を行う必要があることから、設計積算により1,208万3,000円の増になったものでございます。

次に、1項3目 余熱利用施設費につきましては、2,878万5,000円を計上しており、前年度と比較して160万5,000円の増となっております。

経年劣化に伴う補修箇所数の増により修繕料が増加したことや、消費税増税、上水道料金の指定管理料は増となったもののほか、保証期間が経過したAEDを更新するための経費を計上したことによるものでございます。

4款 公債費は、総額で13億5,077万9,000円を計上しており、159万円の減となっております。

5款 予備費は前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。
次に、概要の4ページをお開きください。

4ページは、当初予算を目的別で比較したグラフでございます。

次の5ページをお開きください。

上段(4)は、3款1項1目の用役費につきまして、それぞれ予算措置額と使用料見込みについて前年度と比較した表で、中段(5)はこれまでの用役費の推移を比較したグラフでございます。

用役費につきましては、LNG、電気、水道のいずれにつきましても、実績を勘案し見積もったところでございますが、LNGにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、使用料は昨年と同じ量で見込んでおりますが、平均単価の大幅な増により約1億1,300万円の増となっております。

概要書の6ページをお開きください。

(6)は、3款 衛生費の委託料の主なものを前年度で比較した表でございます。このうち新規のものについて、表の下段に概要を記載しておりますので、ご覧ください。

まず、計量システム更新業務でございますが、現在、施設利用時は磁気カードを媒体としたシステムにより、ごみの計量や処理手数料の徴収を行っておりますが、磁気カードによるシステム装着部品の供給が終了したことに伴い、ICカードを媒体としたシステムに変更することで、トラブルを未然に防止し、安定したごみ計量等の自動処理機能を維持しようとするものでございます。

次に、ごみ処理基本計画作成業務は、ごみ処理を今後も安定して行っていくため、長期的、基本的な視点に立って、計画的かつ適正なごみ処理を進めるための基本事項を定めようとするものでございます。組合では平成25年度までのごみ処理基本計画しかございませんでしたので、26年度以降につきまして検討せざるを得ないという経費でございます。

7ページをご覧ください。

債務負担行為の内容でございます。

今回予定している4件の業務は、前年度まで設定したものについて引き続きお願いするもので、それぞれ3年契約を予定しており、そのうち県央県南クリーンセンター及び東西リレーセンターの運転管理業務につきましては、平成27年度から28年度まで債務負担行為を設定しようとするものでござい

ます。

また、一般廃棄物等輸送業務につきましては、4月1日から必要な業務でございますが、入札執行までの手続及び契約締結後の車庫証明等の手続に期間を要するため、平成26年7月から3年間の契約を予定しており、債務負担行為の期間は平成27年度から29年度6月までの設定にしようとするものでございます。

次に、概要の8ページをお開きください。

人件費でございます。普通昇給や人事交流に伴う増減がほとんどでございますが、26年度は計量システムの更新など施設整備に係る職員の時間外勤務手当等の増を見込み計上したことにより、全体で316万2,000円の増となっております。予算書では34ページから38ページまで人件費の明細を載せておりますので、後ほどご覧ください。

次に、概要書の9ページでございます。

5は基金の状況でございます。

組合には3つの基金がございますが、平成25年度に約2億1,000万円を財政調整基金に積み立てたことにより、25年度末の基金残高の合計は約2億7,300万円の見込みとなっております。

また、26年度は全ての基金の預金利子と、ごみ処理施設建設基金の合計8,009万2,000円を積み立て、財政調整基金からは約1億2,000万円の取り崩しを予定していることから、同年度末の基金残高は約2億2,900万円を見込んでおります。

概要書10ページをお開きください。

6は地方債の状況でございます。

組合が借り入れた地方債の内訳は、(1)借り入れ額等一覧表のとおりでございます。

(2)は公債費償還一覧表でございます。償還方式のほとんどが元利均等償還であることから、元金がふえ利子は減少いたしますが、今後数年間は、ほぼ今年度の13億5,000万円程度で推移する予定でございます。

また、概要書の10ページの公債費の推移をグラフ化したものは、上段が総額、その内訳として、中段の1.一般廃棄物処理時債は、ごみ処理施設に係る償還分で償還期限は平成31年度まで、下段の一般単独事業債は、余熱利用施設に係るもので、償還期限は32年度となっております。

(4)は地方債現在高の推移をグラフ化したものでございます。

平成26年度末で約52億2,400万円の未償還残高となっております。

なお、最後になりますが、予算書23ページから歳出予算事項別明細の説明の欄の事業内容につきましては、前年度の予算措置額と比較したものを作成し、本日議案第6号参考資料として配付させていただきました。参考にさせていただければと存じます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（村川喜信君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示ください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回まででございますので、よろしくお願いします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。平野議員。

○8番（平野利和君）

先ほど一般会計補正予算の概要の中の2ページの歳入の7。諸収入、この中で、25万3,000円の減ということですが、余剰電力販売料金の減、この余剰、売電のことだと思うんですが、売電は幾らぐらいあるんですか。

○議長（村川喜信君）

総務課長。

○総務課長（中村 明君）

売電の見込みということでございますけれども、平成26年度の見込みでございまして、16万3,000円を見込んでいるところでございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

見込みで16万3,000円ですか。（「そのとおりでございます」と言う者あり）

実は私、この週初めに、南高北部環境衛生センターの組合議員でありまして、佐世保にある民間企業を視察させていただきました。同じ規模かどうか、ちょっとまだ初めてなんでわかりませんが、月800万円、年間1億円という売電をされているようなんですけど、ここの施設とそんな違うのかなと思って、ちょっと疑問に思うんですけど、教えていただけますでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

25年度の数字でございますけれども、予測していますが、ここで全体に発電しますのが3,167万5,000kw、これで場内で使用するのが4,507万4,000kw、つまり、発電する電力よりも消費している電力が基本的に多いので、電力を買っているという状況の中から、日によって発電する量が違うものですから、場内消費に使わなかった発電を売っているということで、かなり少ない、消費する電力が多いものですから、売っている発電に回らないといったのがこの施設の特徴になっております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

ちょっとお尋ねをしたいと思います。

各市の分担金でございますけれども、30億円、前年度対比11.1%増加ということで、この説明書の予算総額の説明は1ページですね、予算総額も33億1,800万円ということで、例年と比べれば大変大きくなってきております。一番大きな財源というのは各市からの負担金でございますけれども、今年は30億円ということで、約11.1%増加したということでございます。これはお互いの市、負担金は大変だと思っておりますけれども、その負担金の割合がずっと建設費分とか運営費分とか運転費分について、平等割、人口割ということでありますけれども、各市何%ずつぐらい増加をしたんでしょうか。11.1%平均で上がっているということでございますけれども、それぞれに島原市が6億2,000万円、諫早市が約16億円、雲仙市が6億4,000万円ぐらいですね。合計で約300億円になっておりますけれども、その割合がどのくらい増加したのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

分担金につきまして、昨年度との比較ですけれども、島原市が10.5%の増、諫早市が11.6%の増、雲仙市が10%の増、南島原市が13%の増ということになって、平均して11.1%ということでございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

もう債務負担行為も大分下がってきて、地方債も減ってきている中に、やっぱり原油の価格が上がって運転資金が大変窮屈になってきているということだと思いますけれども、お互い本当は分担金というのは大変どこの議会でも話題になるようなあれでございます。しかし、経費が掛かるならば、それは分担金も財政調整基金もない状況でございますので、分担金に頼るしかないと思いますけれども、お互いの努力をしっかりと、これは歳出になりますけれども、ちょっと質問はできませんけれども、やっぱり分担金になるだけ上がらないような努力というとは必要ではないかなと思っております。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのご意見、もつともだというふうに我々も感じております。そのために我々ができるのは、人件費の削減、結果的に上がっていますが、例えば25年度、参与の引退を、引退というか、やめていただいて、そこら辺の経費を浮かせるとか、あるいは電気主任を毎日臨時で来ていただいていたのを週に2日にするとか、できるだけそういった削られるものは削っておるんですけれども、今回お願いした結果になってしまったということだけは申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

歳入についてほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

それでは、次に歳出に対する質疑に入ります。上田議員。

○9番（上田 篤君）

議案第6号資料の3ページの下の方角の中にあります3款1項1目の中の説明のごみ処理基本計画作成業務等ということでもありますけれども、この計画は誰がどのようにして作るんですか。教えてください。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

これが平成11年12月に作成しましたごみ処理基本計画でございます。

この目標年次が平成25年度までになっております。よって、平成26年度以降につきまして、最終的な期限はまだ検討をこれからしていくところですが、これを作る経費ということでご理解をいただきたいと。このために、今の構成4市において世帯数人口色々算出をしながら、10年後か、あるいは20年後か分かりませんが、そういった部分でセットをし、これに基づいた計画を作っていくかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

それは、かなり厚くて中身も非常に豊富な内容だと思うんですが、誰がどのようにして作るのかということを聞いたんですよ、さっき。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

もちろん組合が作りますけれども、作るに当たっては、コンサルに委託せざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、これを原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、日程第8。議案第7号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除籍の必要があ

りますので、上田議員の退場を求めます。

(上田議員退場)

○議長(村川喜信君)

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(松尾博之君)

議案第7号「監査委員(議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げております監査委員につきましては、提案理由に記載しておりますとおり、議員のうちから選任する監査委員の任期満了に伴い、別紙候補者上田篤氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村川喜信君)

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(村川喜信君)

なければ、これをもって質疑を終結し討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(村川喜信君)

なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は上田議員の選任に同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(村川喜信君)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は上田議員の選任に同意することに決定いたしました。

上田議員の入場を求めます。

(上田議員入場)

○議長(村川喜信君)

それでは、上田議員には監査委員を務めていただくことになりました。よろしく願いいたします。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、

数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。これをもって平成26年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位のご協力により、スムーズに議事を進行することができました。議長からお礼申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後1時45分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

村川 嘉信

署名議員

上田 篤

署名議員

所田 康則

